

仙発農振第 423号
令和6年 9月12日



農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

仙北市長 田口 知明

市町村名 (市町村コード)	仙北市 (05215)
地域名 (地域内農業集落名)	神代第2地区 (国館、院内、上鎌川、下鎌川、東田、手習石、谷地川、上森腰、下森腰)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年 9月12日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・基盤整備工事が令和6年度で完了予定。
- ・4法人と数名の担い手が地域内農地を耕作。
- ・水稻栽培が主で、高収益作物はネギの作付けが多い。
- ・農地集積はほぼ完了しているが、集約化はまだ進んでいない。
- ・基盤整備区域外の条件不利農地は後継者不足等により受け手が不在となる恐れがある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻、大豆等の土地利用型作物が主となっているが、高収益作物のネギの作付が約8.2haほどあり、ネギの出荷調整施設が2箇所にある。ネギの作付規模を拡大し、収益向上を図る。
地域内の農地は担い手が集積することを基本とするが、非担い手の耕作地も確保し、地域全体で農地の保全に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	351.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	351.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域内の全農地を農業上の利用が行われる農用地の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

担い手への農地集積は農地が分散しないように進める。すでに集積済みで分散している農地は権利移転を行い、団地化を図る。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地区内の権利設定は農地中間管理機構を活用する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

基盤整備実施済区域あり。

未整備区域は農地耕作条件改善事業や、中山間畠地化整備事業の活用により、スマート農業に対応した農地整備を行い、耕作条件の改善を図る。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

すでに多様な経営体は確保されているが、若手農家が少ない。新規就農希望者は、各種事業を活用し育成する。事業の活用を望まない新規就農希望者については、既存の法人が雇用し、地域に根差した経営体を育成する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

航空防除については、地元法人に委託し、地域全体で行う。

新規作物を導入する際は、JAより作物栽培指導をいただく。

水稻、大豆の乾燥調整を地区内の乾燥調整施設を所有する法人やJACEへ委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①熊、猪等の害獣の発生が多発している地域であることから、地元獣友会、市役所担当課と連携し、被害防止を図る。防獣ネット、電気柵等の活用により、食害等の被害防止を図る。

③情報通信技術(ICT)やGPS、RTK-GNSS(位置情報)等を活用し、省力化・精密化や高品質生産を実現する。

⑦、⑧農道、用排水路等の共同施設の保全管理は、地域全体で計画的に行う。